

(案)

地独評委第4号

平成23年 月 日

岐阜県知事 古 田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 犬塚 貴

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「法人」という。）に係る中期計画について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第26条第3項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第26条第1項の規定に基づき平成23年1月11日付け多病第290号で法人から知事に対し認可の申請のあった中期計画の変更については、認可することが適当である。

(案)

地独評委第4号の2  
平成23年 月 日

岐阜県知事 古 田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会  
委員長 犬塚 貴

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「法人」という。）の役員に対する報酬等の支給の基準について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第56条第1項において準用する法第49条第2項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第56条第1項において準用する法第49条第1項の規定に基づき平成23年1月18日付け医整第1050号で通知のあった法人の役員に対する報酬等の支給の基準（変更後）については、適当と認める。

(案)

地独評委第4号の3

平成23年 月 日

岐阜県知事 古 田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 犬塚 貴

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）の役員に対する報酬等の支給の基準について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第56条第1項において準用する法第49条第2項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第56条第1項において準用する法第49条第1項の規定に基づき平成23年1月18日付け医整第1050号で通知のあった法人の役員に対する報酬等の支給の基準（変更後）については、適当と認める。